

議案第61号

逗子市情報公開条例及び逗子市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

逗子市情報公開条例及び逗子市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市情報公開条例及び逗子市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(逗子市情報公開条例の一部改正)

第1条 逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第25条 第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(逗子市個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市個人情報の保護に関する条例（令和4年逗子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項を次のように改める。

10 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第13条第6項を次のように改める。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第16条中「、第13条第6項及び逗子市情報公開条例第15条第11項」を「及び第13条第6項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第8項、第9項及び第11項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）が含まれるときは、当該懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、罰則規定の整理等を行うに当たり、改正の要あるため提案する。